

平成29年 6 月 29 日

株 主 各 位

大阪市中央区高麗橋四丁目 1 番 1 号

日本精線株式会社

代表取締役社長 新 貝 元

## 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第87期（平成29年 3 月期）定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

### 記

#### 報告事項

1. 第87期（平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記書類の内容及びその監査結果をご報告いたしました。
2. 第87期（平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記書類の内容をご報告いたしました。

#### 決議事項

##### 第 1 号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は、当社普通株式 1 株につき 6 円50銭と決定いたしました。

##### 第 2 号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成29年10月 1 日を効力発生日として普通株式 5 株を 1 株にする併合を行うことと決定いたしました。

##### 第 3 号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の概要と効力発生日は次のとおりであります。

(1) 発行可能株式総数を 8,280 万株から 2,500 万株へ変更します。

(2) 当会社の単元株式数を 1,000 株から 100 株へ変更します。

効力発生日：平成29年10月 1 日

- 第4号議案 取締役7名選任の件  
本件は、原案どおり新貝 元、川端泰司、秋田康明、花井 健、関 公彦、滝沢正明、石濱辰哉の7氏が選任され、それぞれ就任いたしました。  
なお、花井 健氏と滝沢正明氏は社外取締役であります。また、当社は両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を更新しました。
- 第5号議案 監査役1名選任の件  
本件は、原案どおり笹山眞一氏が選任され、就任いたしました。  
なお、笹山眞一氏は社外監査役であります。また、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しました。
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件  
本件は、原案どおり木幡 武氏が補欠の社外監査役として選任されました。
- 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件  
本件は、原案どおり退任取締役近藤龍夫氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。
- 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件  
本件は、原案どおり退任監査役野中章男氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。
- 第9号議案 役員賞与支給の件  
本件は、原案どおり当期末時点の取締役のうち常勤取締役4名に対し、総額30,000千円の役員賞与を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

---

## 配当金のお支払いについて

第87期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間（平成29年6月30日から平成29年7月31日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）でお受け取りください。  
また、口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

## 株式併合に伴う当社株式のお取扱いについて

第87期定時株主総会において、平成29年10月1日をもって株式併合及び単元株式数を変更することについてご承認いただきました。

なお、この株式併合及び単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要は、ございません。

### 1. 株式併合後の所有株式数及び単元株式数について

平成29年10月1日をもちまして、各株主様の所有株式数は、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数に、5分の1を乗じた株式数となり（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）、単元株式数は1,000株から100株に変更となります。

### 2. 株式の資産価値について

株式併合前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動などの要因を除きますと、株主様をご所有の当社株式の資産価値は維持されます。株式併合により、株主様が所有される株式数は5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は5倍となります。

### 3. 1株に満たない端数（端数株式）が生じる場合の処理について

株式併合の結果、端数株式が生じた場合は、当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式数に応じてお支払いいたします。

### 4. お問い合わせ先

株式併合及び単元株式数の変更に関する不明点については、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### [お問い合わせ先]

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）  
インターネット <https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html>